

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年7月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水口設備監視用カメラ装置の北側屋外照明器具内に雨水が認められたため、パッキンを交換	D	
2	2号機	第5給水加熱器（B）の工場内保管中、運搬中の他機器が管側ベント管台に接触し管台を損傷させたため、当該管台を交換	C	
3	3号機	蒸気式空気抽出器室監視用カメラの点検時、映像不良が認められたため、当該カメラを修理	D	
4	4号機	起動領域中性子束モニタ（G）出力及びペリオド指示計において、指示不良（変動）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
5	4号機	プロセスコンピュータ用ハードコピープリンタにおいて、印刷不良が認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
6	5号機	所内用空気系空気圧縮機の点検時、冷却水配管ユニオン部のネジ山に摩耗が認められたため、当該ユニオン部を交換	D	
7	5号機	燃料取扱装置機能検査において、「検査用計器等の適切性確認記録」の様式に不備が認められたため、検査を中断、様式を変更及び検査要領書を改訂後、検査再開	C	
8	5号機	燃料取扱装置機能検査において、検査手順書記載の計器番号に誤記が認められたため、検査要領書を改訂	D	
9	6号機	高感度排ガスモニタにおいて、一時的な指示値の変動が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
10	6号機	主復水器細管洗浄装置（B2）ボール循環ポンプ吐出圧力計において、指示不良（指示固着）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
11	6号機	高圧炉心スプレイ系封水ポンプにおいて、オイルブラケットの反カップリング側フランジ下部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	6号機	給水系テストブル逆止弁（B）において、ステム漏洩処理配管に温度上昇が認められたため、対応検討	D	
13	集中環境施設	高温焼却炉設備前処理装置リフター台車用電動機の点検時、電動機位置調整ボルト用金具（Vベルト張り調整用）の破損が認められたため、当該金具を交換	D	
14	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）1次セラミックフィルタ（D）において、灰取出ボックス内照明（ハロゲン球）の球切れが認められたため、当該ハロゲン球を交換	D	
15	その他	キャスク保管設備キャスク台搬送台横行位置決め装置用の電動機点検時、シャフト軸受部の軸径寸法及び嵌合値に管理目標値外れが認められたため、当該部を修理	D	
16	その他	キャスク保管設備キャスク台搬送台走行位置決め装置用の電動機点検時、シャフト軸の嵌合値に管理目標値外れが認められたため、当該部を修理	D	
17	その他	キャスク保管設備キャスク台搬送台車ケーブルリール用の電動機点検時、シャフト軸受部の軸径寸法及び嵌合値に管理目標値外れが認められたため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで